



商品先物取引の現物先物取引の現金決済による結了

<span></span>	<span></span>
（商品先物取引における特別売買）	（届出事項の変更届出）
第12条の7　私の委託に基づき未決済約定について、金融商品取引所の業務規程第58条の3第2項から第4項までの規定に基づき売買約定を成立させることに異議のないこと。	第27条　貴社　に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社　に対し直ちにその旨の届出をすること。

商品先物取引の現物先物取引の現金決済による結了

第12条の8　私の委託に基づき現物先物取引の受渡決済に係る未決済約定について、クリアリング機構が金融商品取引所が定める受渡値段により当該未決済約定の転売又は買戻しを行ったものとみなして当該未決済約定に係る受渡しを結了させる場合には、その措置に従うこと。

取引証拠金等の処分

第13条　私が先物・オプション取引に関し、貴社　に対し負担する債務を所定の期限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社　の任意で処分し、その取得から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充當されても異議なく、また当該弁済充當を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

- 私が差し入れた外国通貨が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアリング機構に預託されている外国通貨
- 私が委託証拠金として預託した外国通貨
- 私が差し入れた代用有価証券等が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアリング機構に預託されている代用有価証券等
- 私が委託証拠金として預託した代用有価証券等
- その他金融商品取引に関し、貴社　が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券、倉荷証券及びその他の動産

差引計算

- 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社　に対する債務を履行しなければならぬ場合には、その債務と私の貴社　に対する先物・オプション取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいづれにかかわらず、いつでも貴社　は相殺することができること。
- 前項の相殺ができる場合には、貴社　は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充當することもできること。
- 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴社　の定める利率によるものとし、先物・オプション取引に係る貴社　に対する債務の遅延損害金の率については当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の定める率によるものとし、貴社　に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴社　の定める率によるものとする。

弁済等充當の順序

第15条　債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社　が適当と認める順序方法により充當することができること。

遅延損害金の支払い

第16条　私が先物・オプション取引に関し、貴社　に対する債務の履行を怠ったときは、貴社　の請求により、貴社　に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

支払不能による売買停止等の場合の措置

第17条　次の各号のいずれかの事由により、金融商品取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴社　の先物・オプション取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止（以下「支払不能による売買停止等」という。）が行われ、当該金融商品取引所が貴社　の顧客の委託に基づき未決済約定（取引最終日まで転売又は買戻しを行わなかった未決済約定を除く。）について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。以下同じ。）を行わせることとした場合において、私が貴社　以外の当該金融商品取引所が指定する取引参加者で当該未決済約定の引継ぎ（以下「支払不能による売買停止等時の建玉の移管」という。）を行うおとするときは、当該金融商品取引所の定めるところにより、私が当該取引参加者のうちの者に当該支払不能による売買停止等時の建玉の移管について申し込み、当該金融商品取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならぬことに異議のないこと。

- 貴社　が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
- 貴社　が清算参加者である場合において、貴社　の指定清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
- 貴社　が改訂指示に違反したこと。
- 貴社　の指定清算参加者が改訂指示に違反したこと。

- 前項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行う場合には、私が移管先の取引参加者（以下「移管先取引参加者」という。）に先物・オプション取引口座を設定しなければならぬこと。
- 第1項の場合において、私が私の委託に基づき未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、同項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、当該金融商品取引所が定める日時までに、貴社　に対しその旨を指示しなければならないことに異議のないこと。

4　第1項の場合において、同項に規定する金融商品取引所が定める日時までに、私が第1項の承諾を受けておらず、かつ、前項の指示を行わなかったときは、私の委託に基づく未決済約定は、当該金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。

- 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。）のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。
- 私が支払不能による売買停止等の前に、第11条に定めるところにより期限の利益を失ったとき。
- 私が貴社　と同一の企業集団に属する者又は貴社　と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者であり、かつ、当該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でない認められたとき。

差換預託の場合の証拠金の取扱い

第18条　貴社　について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- 外国通貨又は代用有価証券等がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該外国通貨の全部若しくは一部をもって円貨を取得して、円貨により返還する、又は当該代用有価証券等の全部若しくは一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。
- 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか一方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求を有すること。
  - 私が預託した委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴社　に差し入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。）に相当する額
  - 貴社　がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金（前号の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券等を換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭、当該換金に係る有価証券等以外の有価証券等並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭）を、私を含む貴社　の各顧客が貴社　に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあふんだ額
- 前項の場合において、私の有する返還請求権は、クリアリング機構が同項第1号に規定する換金及び各顧客の返還請求権の額の計算につき要する相当の期間を経過するまではこれを行行使得ず、またクリアリング機構が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うものであること。

建玉の移管に係る証拠金の取扱い

第19条　第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、移管先取引参加者（移管先取引参加者が清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、前条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額について、移管先取引参加者（移管先取引参加者が清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- 第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権は、同条第2項の規定にかかわらず、代理人たる移管先取引参加者（移管先取引参加者が清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を通じてのみ行使できること。

差換預託の場合の特例

第20条　第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- 私が貴社　に預託した委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴社　に差し入れた取引証拠金を含む。以下この条において同じ。）の返還を移管先取引参加者（移管先取引参加者が清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）に求めることはできないこと。
- 前条第3号の規定により取引証拠金返還請求権行使した場合は、第6条第1号の規定にかかわらず、前条第2号の規定により取引証拠金として預託していたものとみなされる額に相当する額の金銭の返還がなされること。この場合において、当該金額を限度として、私の委託証拠金の返還請求権が消滅すること。
- 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社　（貴社　が清算参加者である場合には、貴社　又は貴社　の指定清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権が貴社　（貴社　が清算参加者である場合には、貴社　又は貴社　の指定清算参加者）に移転すること。

支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い

第21条　金融商品取引所により、貴社　について支払不能による売買停止等が行われた場合において、当該金融商品取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合（私の委託に基づく未決済約定について第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。）には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭又は代用有価証券等につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。
- 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、第18条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。この場合において、当該金額を限度として、貴社　に対する委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴社　に差し入れた取引証拠金を含む。以下この項において同じ。）の返還請求権が消滅すること。
- 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社　（貴社　が清算参加者である場合には、貴社　又は貴社　の指定清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する前号に定める取引証拠金返還請求権が貴社　（貴社　が清算参加者である場合には、貴社　又は貴社　の指定清算参加者）に移転すること。

支払不能による売買停止等に伴う請求

第22条　金融商品取引所により、貴社　について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の当該金融商品取引所又はクリアリング機構の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構（貴社　が清算参加者である場合には、貴社　の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社　の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構に故意又は重大過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重大過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

債権譲渡等の禁止

第23条　私がクリアリング機構及び貴社　（貴社　が清算参加者である場合には、クリアリング機構、貴社　及び貴社　の指定清算参加者）に対して有する債権は、これを他に譲渡又は買入れないこと。

証拠金の利息その他の対価

第24条　私が先物・オプション取引に関し、貴社　に証拠金として差し入れた又は預託する金銭又は代用有価証券等には、利息その他の対価をつけないこと。

委任期間

第25条　貴社　への先物・オプション取引の委託は、貴社　が定めた取扱時間内に行うこと。

報告

第26条　第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社　に対し直ちにその旨の報告をすること。

報告書の作成及び届出

<span></span>	<span></span>
（報告書の作成及び届出）	（届出事項の変更届出）
第28条　私は、貴社　が日本国の法令、金融商品取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る先物・オプション取引の内容その他のを、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又はクリアリング機構（貴社　が清算参加者である場合は、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又は貴社　の指定清算参加者）等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社　の指示に応じて、かかる報告書その他の書類（電磁的記録を含む。次項において同じ。）の作成に協力すること。	第27条　貴社　に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社　に対し直ちにその旨の届出をすること。

報告書の作成及び届出

第28条　私は、貴社　が日本国の法令、金融商品取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る先物・オプション取引の内容その他のを、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又はクリアリング機構（貴社　が清算参加者である場合は、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又は貴社　の指定清算参加者）等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社　の指示に応じて、かかる報告書その他の書類（電磁的記録を含む。次項において同じ。）の作成に協力すること。

- 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提供に関して発生した一切の損害については、貴社　は免責されること。

免責事項

第29条　天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴社　及びクリアリング機構（貴社　が清算参加者である場合には、貴社　及び貴社　の指定清算参加者及びクリアリング機構）がその責めを負わないこと。

- 前項の事由による取引証拠金又は委託証拠金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴社　及びクリアリング機構（貴社　が清算参加者である場合には、貴社　、貴社　の指定清算参加者及びクリアリング機構）がその責めを負わないこと。
- 私が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については貴社　がその責めを負わないこと。

- 金融商品取引所における先物・オプション取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴社　の取扱時間外であるために、貴社　に対して先物・オプション取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴社　がその責めを負わないこと。
- 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴社　、金融商品取引所、クリアリング機構、証拠金所要額の計算に用いる数値の算出者及び提供者並びに証拠金計算方法の開発者及び提供者がその責めを負わないこと。

通知の効力

第30条　私が貴社　に届け出た住所又は事務所にて、貴社　、金融商品取引所又はクリアリング機構によりなされた先物・オプション取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

適用法

第31条　本約諾書は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

合意管轄

第32条　私と貴社　との間の先物・オプション取引に関する訴訟については、貴社　本店又は　支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社　が管轄裁判所を指定することができること。

同意等の方法

第33条　貴社　は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項に規定する書面の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ることができること。この場合において、貴社　は私から当該書面によるべき同意を得たものとみなされること。

2　私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社　は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと。

3　私は、第26条及び第27条に規定する報告及び届出を、書面又は電磁的方法のうち、いずれか貴社　が指定する方法（私から書面の受入れの請求があつた場合又は印章若しくは署名鑑の変更に係るものにあつては、書面とする。）により行うこと。ただし、電磁的方法による場合にあつては、貴社　が次に掲げる要件のいずれかを満たすときに限る。

(1)あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れることについて、私の書面又は電磁的方法による承諾を得ていること。

(2)あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びに次に掲げる事項を告知していること。

- 電磁的方法の種類及び内容
- 貴社　に対し、私が書面による当該報告及び届出の受入れを請求することができる旨

有価証券

第33条の2　この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

取次者の遵守事項

- 私が取次者である場合は、私は申込者に対して金融商品取引所の諸規則を遵守させることとし、当該金融商品取引所から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴社　を通じて又は直接当該金融商品取引所に提出すること。
- 私が取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴社　に対して通知すること。

- 私が貴社　に委託した先物・オプション取引が申込者の委託に基づくものである場合は、その旨
- 前号の場合において、私が貴社　に差し入れ又は預託する証拠金について、私が申込者から差入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私が申込者から取次証拠金の預託を受けて私が差し換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別
- 第1号の場合において、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあつては、毎日。）、クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第25条に規定する申告に係る各申込者の売建玉及び買建玉に係る情報
- 私が取次者である場合は、申込者との間で、証拠金に対する権利及び返還に関する事項その他この約諾書及び証拠金規則の規定に準じた事項を内容とする契約を締結すること。
- 先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した取引参加者を当該先物・オプション取引の取次ぎを行う者とみなして、第1項から前項までの規定を適用すること。

ギャップを行う場合の取扱い

- 私が貴社　にギャップに係る先物・オプション取引の委託を行うときは、次の各号に掲げる取扱いに従うことに異議のないこと。
  - 貴社　が注文執行取引参加者である場合は、清算執行取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。ただし、私が取引取次者（注文執行取引参加者に先物・オプション取引を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であつて、当該委託が注文執行取引参加者に対する先物・オプション取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）である場合又はギャップに係る先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎを決済取次者（清算執行取引参加者に先物・オプション取引の決済を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であつて、当該委託が清算執行取引参加者に対する先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）に対して申し込んだ顧客である場合は、この限りでない。
  - 貴社　が清算執行取引参加者である場合は、注文執行取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。ただし、私が決済取次者である場合又はギャップに係る先物・オプション取引の委託の取次ぎを取引取次者に対して申し込んだ顧客である場合は、この限りでない。
- 私が貴社　にギャップに係る先物・オプション取引の委託を行う場合において、貴社　が注文執行取引参加者であるときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
  - 清算執行取引参加者がテイクアップ申告を行ったことによつてギャップが成立したときは、貴社　において当該ギャップに係る先物・オプション取引が将来に向かって消滅するとともに、当該消滅した先物・オプション取引についての貴社　に対する委託が終了し、当該清算執行取引参加者において当該消滅した先物・オプション取引と同一内容の先物・オプション取引が新たに発生し、当該新たに発生した先物・オプション取引の決済に係る委託が当該テイクアップ申告を行った清算執行取引参加者との間で成立すること。
  - 清算執行取引参加者がテイクアップ申告を行わなかった場合において、当該テイクアップ申告が行われなかった先物・オプション取引につき、私が処理方法を貴社　との間で定めた所定の期限までに貴社　に指示しなかった場合には、当該先物・オプション取引を決済するために必要転売若しくは買戻し又は権利行使を、私の計算において貴社　が任意に行うこと。
  - 前号の転売若しくは買戻し又は権利行使を行った結果、損失が生じた場合には、貴社　に対して、損失の額に相当する金銭を直ちに支払うこと。
- 私が貴社　にギャップに係る先物・オプション取引の委託を行う場合において、貴社　が清算執行取引参加者であるときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
  - 貴社　がテイクアップ申告を行ったことによつてギャップが成立したときは、注文執行取引参加者において当該ギャップに係る先物・オプション取引が将来に向かって消滅するとともに、当該消滅した先物・オプション取引についての当該注文執行取引参加者に対する委託が終了し、貴社　において当該消滅した先物・オプション取引と同一内容の先物・オプション取引が新たに発生し、当該新たに発生した先物・オプション取引の決済に係る委託が貴社　との間で成立すること。
  - 貴社　は、注文執行取引参加者との間であらかじめ定めた条件に合致しないことにより、ギャップに係る先物・オプション取引の決済に係る委託を受けないことがあること。

建玉の移管の取扱い

第36条　私が既に先物・オプション取引口座を設定している他の取引参加者に建玉の移管を希望するときは、貴社　及び当該他の取引参加者に当該建玉の移管について申し込み、所定の期限までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

(注) 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める条項については、この約諾書から削除することができる。

- 顧客が取次者（取引参加者が清算参加者である場合にあつては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた者）でない場合

第34条
- 顧客がギャップを行わない場合

第35条
- 顧客が建玉の移管を行わない場合

第36条